明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○特定委託者保護基金に関する省令（農林水産・経済産業九）　一

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委三六）　二
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（同三七）
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（法務二〇一）　三
○日本国に帰化を許可する件（同二〇二）
○保安林の指定をする件（農林水産一六三五～一六四三）
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一六四四～一六四八）
○電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録の更新をした件（経済産業一四八）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通九〇四）
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境三二）　五
○道路に関する件（関東地方整備局九二）
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の業務を行う事務所の所在地を変更した件（同九三）
○九頭竜川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（近畿地方整備局七三）　六
○道路に関する件（九州地方整備局四六、四七）

〔国会事項〕

国家試験
第五十二回核燃料取扱主任者試験の施行（原子力規制委員会）　七
第六十二回原子炉主任技術者試験筆記試験の施行（同）

〔公　告〕

諸事項
官庁
金融商品取引業者に対する行政処分、迫川上流土地改良区役員の退任、建設業の許可の取消処分、隊員の懲戒処分に係る被疑事実通知書等関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八
地方公共団体
特定空家等の除却命令の公告の訂正　八
会社その他
関係

〔人事異動〕

内閣　内閣府　法務省　九

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

人事交流を希望する民間企業の公募（人事院）　九
労　働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十六条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）

省　令

○農林水産省・経済産業省令第九号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十六号）附則第四条第二項の規定により読み替えて準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第七十九条の三十第二項の規定に基づき、及び金融商品取引法等の一部を改正する法律を実施するため、特定委託者保護基金に関する省令を次のように定める。

令和元年十二月十六日

農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志

特定委託者保護基金に関する省令

（認可申請書に添付すべき書類）

第一条　金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第四条第二項の規定により読み替えて準用する金融商品取引法第七十九条の三十第二項に規定する農林水産省令・経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　特定業務（金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第四条第一項に規定する特定業務をいう。以下同じ。）を行うための業務規程の変更を行う総会の議事録

二　特定会員（金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第四条第一項に規定する特定会員をいう。）の名簿

2　農林水産大臣及び経済産業大臣は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定による認可を行うために必要があると認めるときは、特定業務を行おうとする委託者保護基金（金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第四条第一項に規定する委託者保護基金をいう。）に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

（商品先物取引法施行規則の規定の適用についての読替規定）

第二条　特定委託者保護基金（金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第四条第一項に規定する特定委託者保護基金をいう。）についての商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号。以下「規則」という。）の規定の適用については、規則第百三十五条第七号中「その他必要と認める事項」とあるのは